

# 今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年7月9日(金)

午後2時00分から午後2時40分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員24名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数21名

1 矢野邦男	2 渡邊節夫	3 大澤穣兒	
5 岡林興通	6 近本静信	7 本宮勇	8 長野健二
9 越智幹男	10 渡邊昭彦	11 岡貞義	12 竹田清隆
13 越智要	14 桑田誠	15 森京典	16 新居田守
17 津吉利幸	18 吉井一浩	19 岡田勝利	20 藤本博
21 野間義郎		23 永井政則	

欠席委員数3名

4 戸田修司 22 松岡一誠 24 近松安文

4. 議事に関与する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	谷内義孝
主査	江頭好治

## 5. 議事

### 【農地法関係議案】

議案第 24 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1 ~ 27）

議案第 25 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ~ 10）

議案第 26 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ~ 4）

議案第 27 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1 ~ 15）

報告第 14 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1 ~ 26）

報告第 15 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

（受付番号 1 ~ 3）

報告第 16 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

（受付番号 1 ~ 7）

報告第 17 号

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について

（受付番号 1 ~ 10）

## 6. 議事録

議長 ただ今から令和3年度第4回の総会を開催いたします。

それでは、議案の審議に入りたいと思います。

本日は、委員24名中21名の出席となっており、本会は成立しております。

議事録署名人に3番 大澤 穂兒 委員、14番 桑田 誠 委員を私から指名させていただきます。

初めに、令和3年度第1回総会、議案第6号にて皆様に審議いただきました有害鳥獣対策に関する意見書について、令和3年6月22日に今治市長に提言させていただきましたことを報告いたします。

議長 議案第24号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。

議案第24号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1] 申請地は高地町にある農地1筆で、登記地目は畠、面積は211m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号2] 申請地は高地町にある農地2筆で、登記地目は畠、面積は合計1,589m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号3] 申請地は杣田にある農地2筆で、登記地目は畠、面積は合計653m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号4] 申請地は杣田にある農地2筆で、登記地目は田、面積は合計693m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号5] 申請地は長沢にある農地6筆で、登記地目は田、畠、面積は合計12,729m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号6] 申請地は長沢にある農地1筆で、登記地目は田、面積は178m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

- [受付番号 7] 申請地は長沢にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $287\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 8] 申請地は長沢にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $436\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 9] 申請地は長沢にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計 $1,546\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 10] 申請地は朝倉上にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計 $7,156\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 11] 申請地は玉川町龍岡下にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計 $201\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん4名、事務局で現地調査を行い、その後、第3小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 12] 申請地は波方町馬刀潟にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $285\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 13] 申請地は波方町養老にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $520\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 14] 申請地は大西町山之内にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は $6,884\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第4小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 15] 申請地は吉海町津島にある農地12筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 $15,912\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見ありました。
- [受付番号 16] 申請地は吉海町本庄にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計 $4,005\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。
- [受付番号 17] 申請地は吉海町本庄にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計 $2,411\text{ m}^2$ でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈

しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 18] 申請地は宮窪町宮窪にある農地4筆で、登記地目は田、畑、面積は合計4, 996 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 19] 申請地は伯方町木浦にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1, 120 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 20] 申請地は伯方町木浦にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は1, 152 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 21] 申請地は伯方町有津にある農地7筆で、登記地目は畑、山林、面積は合計5, 472 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 22] 申請地は伯方町有津にある農地8筆で、登記地目は畑、面積は合計6, 811 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 23] 申請地は大三島町肥海にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計2, 072 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 24] 申請地は大三島町野々江にある農地7筆で、登記地目は畑、面積は合計7, 747 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 25] 申請地は大三島町野々江にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計5, 401 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 26] 申請地は大三島町野々江にある農地11筆で、登記地目は畑、面積は合計17, 102 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見ありました。

[受付番号 27] 申請地は大三島町口総にある農地9筆で、登記地目は畑、面積は合計4, 993 m<sup>2</sup>でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

合計27件、103筆、面積112,562m<sup>2</sup>となっております。地元委員さん1~4名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

- 議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
それでは、原案どおり判断いたします。
- 議長 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。  
議案第25号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
- [受付番号1] 謙受人は○○才の農業者兼自営業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1678m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号2] 謙受人は○○才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は472m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号3] 謙受人は○○才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は2473m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号4] 謙受人は○○才の農業者、申請地は4筆で、地目は畠、面積は合計2784m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号5] 謙受人は○○才の会社員、申請地は5筆で、地目は田、面積は合計6502m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、謙受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号6] 謙受人は○○才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は860m<sup>2</sup>で、現在、水稻を栽培しております。  
今回、謙受人が小作地解放のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号7] 謙受人は○○才の農業者、申請地は1筆で、地目は畠、面積は713m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号8] 謙受人は○○才の会社役員、申請地は3筆で、地目は畠、面積は合計4385m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。  
今回、謙受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号9, 10] 関連議案ですので、一括してご説明いたします。謙受人は○○才の会社役員、申請地は4筆で、地目は畠、面積は合計3986m<sup>2</sup>で、現在、野菜を栽培しております。今回、謙受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。  
それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考え方や能力があるかどうか
  - ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
  - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
  - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
  - ⑤譲受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
  - ⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
  - ⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議全議長  
議全議長  
議全議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。  
(意見、質問なし)  
許可することに、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
それでは、そのようにいたします。

議長 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。  
議案第26号は農地法第4条の規定による許可申請、第27号は農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第26号  
受付番号1]

申請人は農業者1名、申請地は日高地区別名の1筆で、地目は畑、面積は203m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、申請人は、農機具の保管場所となる農業用倉庫を建築するため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件でありますが、第1小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 2  
議案第 27 号  
受付番号 3 ]

関連しておりますので一括してご説明いたします。

これら 2 件、議案第 26 号受付番号 2 の申請人、議案第 27 号受付番号 3 の譲受人は同一で農業者 1 名、議案第 27 号受付番号 3 の譲渡人は住職 1 名、議案第 26 号受付番号 2 の申請地は乃万地区延喜の 2 筆で、地目は畠、面積は合計 297 m<sup>2</sup> でございます。議案第 27 号受付番号 3 の申請地は乃万地区延喜の 1 筆で、地目は畠、面積 124 m<sup>2</sup> でございます。

これらの申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、申請人は、自宅敷地が手狭で農機具の保管場所に困っており、また、自宅への進入路が狭小で不便なことから自己所有地である議案第 26 号受付番号 2 の申請地を利用し、議案第 27 号受付番号 3 の申請地を譲り受け、農業用倉庫及び自宅への進入路等を整備するため、農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件でありますが、第 1 小委員会で協議を行い、追認やむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号 4 ]

申請人は農業者 1 名、申請地は玉川地区小鴨部の 2 筆で、地目は田、面積は合計 3.31 m<sup>2</sup> でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、申請人の転用目的が農家住宅敷地拡張であり、既存施設の拡張に該当し、また代替性についても、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第 1 種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、申請人は、自宅への進入路が狭く、車の出入りに支障をきたしていることから、進入路の隅切り及び車の転回場所を確保するため、自宅敷地に隣接する申請地を利用して農家住宅敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件については違反案件でありますが、第 3 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[議案第 27 号  
受付番号 1 ]

譲受人は会社員 2 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は日高地区高橋の 1 筆で、地目は田、面積は 362 m<sup>2</sup> でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便なため、近くに小学校や量販店がある生活環境の良い申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

[受付番号 2 ]

譲受人は宗教法人、譲渡人は住職 1 名、申請地は乃万地区延喜の 3 筆で、地目は畠、面積は合計 943 m<sup>2</sup> でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場及び境内地を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、境内に参拝者用の駐車場が無く、境内に乗り入れた車と参拝者が混在し危険な状況であるため、

境内に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場及び境内地を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和3年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件については違反案件であります、第1小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

[受付番号4]

譲受人は会社員1名、無職の者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は乃万地区阿方の1筆で、地目は田、面積は233m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、高齢である父親から農業を引き継ぐため、耕作地と実家に近い申請地を父親から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は会社員兼農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区東村4丁目の1筆で、地目は田、面積は250m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、借家住まいですが、家族が増え手狭で不便なため、耕作地に近い申請地を叔父から使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は宗教法人、譲渡人は農業者1名、申請地は玉川地区畠寺の8筆で、地目は畠、面積は合計4,562m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場及び進入路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、境内までの進入路が狭く、大型バスが境内まで乗り入れできないため、参拝者が途中でバスを降りて境内までの坂道を徒步で上がる状況が続いていることから、境内に隣接し大型バスが進入できる道路幅員や駐車スペースが確保できる利便性の良い申請地を譲り受け、露天駐車場及び進入路を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は公務員1名、無職の者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は玉川地区小鴨部の1筆で、地目は田、面積は304m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、譲受人の転用目的が分家住宅であり、集落に接続して設置されること、また代替性についても、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、仕事の関係で現在、夫婦別々に暮らしていますが、子どもの成長に伴い新たな生活拠点を定めるため、妻の実家に隣接する申請地を妻の母親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年3月31日までに事業を完了する予定となっております。また、開発行為許可申請書（写）が添付されております。

- [受付番号 8] 謙受人は会社役員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は波方地区樋口の 1 筆で、地目は田、面積は 1,433 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場及び貸洗車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、謙受人は、自らが役員を務める建設会社の駐車場が狭くトラックや重機の置場に困っており、また、現場から帰ってきた作業用車両の洗車場を確保する必要が生じたため、既存の駐車場に隣接する利便性の良い申請地を譲り受け、露天駐車場及び貸洗車場として整備し、会社に貸し付けようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 9] 謙受人は会社員 2 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は波方地区養老の 1 筆で、地目は畠、面積は 383 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、謙受人は、現在、借家住まいですが手狭で不便なため、今後の両親の介護に備え、実家に隣接する申請地を父親から使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 25 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 10] 謙受人は宗教法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区松尾の 1 筆で、地目は畠、面積は 240 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は非線引き都市計画区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、謙受人は、境内にある駐車場敷地が狭く駐車台数が限られているため、増加傾向にある自家用車での参拝者等の利便性向上を図るため、境内に近接する申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 8 月 20 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 11] 謙受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区浜の 1 筆で、地目は畠、面積は 644 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は非線引き都市計画区域であり、農地の区分につきましては、都市計画法の用途地域内にあるため第 3 種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。  
事業計画につきましては、謙受人は、現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭で不便になったため、実家や小学校に近い生活環境の良い申請地を譲り受け、妻が経営するハンドメイドの小物を販売する店舗兼用の自己用住宅を建築しようとするものでございます。  
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 6 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 12] 謙受人は会社役員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は吉海地区名の 2 筆で、地目は畠、面積は合計 726 m<sup>2</sup>でございます。  
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対

象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和3年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 13] 譲受人は無職の者1名、譲渡人は無職の者2名、申請地は吉海地区本庄の1筆で、地目は畠、面積は25m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が自己用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、昨年12月に自宅を火災で焼失し、現在仮住まいとして市営住宅に入居しているため、以前の住居と同じ地区内にある自己所有地である宅地に隣接する申請地を譲り受け、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 14] 譲受人は太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区本庄の2筆で、地目は田、面積は合計1,277m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 15] 譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は大三島地区大見の1筆で、地目は畠、面積は269m<sup>2</sup>でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年6月15日で、許可日から令和4年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

## 事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか

- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適当であると思われます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議全議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、議案第26号 受付番号4、議案第27号 受付番号6、7については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長

報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第17号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について  
一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。

報告第14号は農地法第3条の3届出、報告第15号は農地法第4条届出、報告第16号は農地法第5条届出でございます。

報告第14号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は26件の届出がありました。第15号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は3,568m<sup>2</sup>であります。第16号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は7件の届出があり、合計面積は3,552m<sup>2</sup>であります。第15号及び第16号につきましては、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。第14号から第16号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

事務局

[報告第17号 農地所有適格法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、議案書のとおり、すべて適当となっており、今回報告させて受付番号1 いただいているすべての法人が農地所有適格法人の要件を満たしておりますことをご報告いたします。

～10]

議全議長

説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。

(異議なし)

報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。  
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

議長 (意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。

【閉会後】

次回の予定について連絡します。

次回の総会ですが、24番近松委員さんからの席順となります。令和3年8月10日火曜日 午後2時00分から 今治市役所第2別館11階特別会議室1号、2号で開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

そうしましたら、次回の総会は、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。  
お疲れ様でした。